

＊北海道公報		発行 北 海 道 編集 総務部人事局 法制文書課 電話 011-204-5035 FAX 011-232-1385
目次		ページ
訓 令		
○北海道公用文作成規程の一部を改正する訓令……………（法制文書課）		17
告 示		
○土地改良法による道営換地計画の決定（2件）……………（農業施設管理課）		17
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）		17
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）		18
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）		18
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）		18
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 ……………（会計事務センター）		19
道教育庁渡島教育局告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………		19
道教育庁オホーツク教育局告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………		19
訓 令		
北海道訓令第1号		
本 庁 出 先 機 関		
北海道公用文作成規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成23年1月11日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
北海道公用文作成規程の一部を改正する訓令 北海道公用文作成規程（昭和63年北海道訓令第1号）の一部を次のように改正する。 第4条第1項中「昭和56年内閣告示第1号」を「平成22年内閣告示第2号」に改める。 第5条中「名あて人」を「名宛人」に改める。 別記の4の項第1号中「あ て 名」を「宛 名」に改め、同号注3の事項中「あて名」 を「宛名」に、「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第3号中「あ て 名」を「宛		
名」に改め、同号注2の事項中「あて名」を「宛名」に、「名あて人」を「名宛人」に改める。		
附 則		
1 この訓令は、平成23年2月1日から施行する。		
2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の北海道公用文作成規程の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この訓令による改正後の北海道公用文作成規程の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。		
告 示		
北海道告示第16号		
土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、長沼町南長沼中央地区の換地計画を定めた。		
その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成23年1月12日から20日間、一般の縦覧に供する。		
平成23年1月11日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
北海道告示第17号		
土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、新篠津村中原地区の換地計画を定めた。		
その関係書類は、北海道石狩振興局に備え置いて、平成23年1月12日から20日間、一般の縦覧に供する。		
平成23年1月11日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
北海道告示第18号		
農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。		
平成23年1月11日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
1 保安林予定森林の所在場所 沙流郡日高町字日高1180・1196（以上2筆国有林）、山手町二丁目441の2（次の図に示す部分に限る。）、字日高470の1、471の14、501の4、1111から1113まで		
2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備		

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第19号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年1月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 石狩市（次の図に示す部分に限る。）

の所在場所

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

石狩市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道石狩振興局産業振興部林務課及び石狩市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第20号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年1月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件の変更に係る保 山越郡長万部町（次の図に示す部分に限る。）

安林の所在場所

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び長万部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第21号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成23年1月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 札幌市（次の図に示す部分に限る。）

の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 札幌市・石狩市・釧路市（以上3市国有林。次の図に示す部分に限る。）、札幌市・釧路市（以上2市について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 石狩市（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第22号 昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。 平成23年1月11日 北海道知事 高 橋 はるみ 2 売りさばき人の項苦小牧信用金庫の事項を削る。	平成22年12月17日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 大丸藤井株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地 4 落札金額 12,379,500円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成22年11月2日付け北海道教育庁渡島教育局告示第31号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局企画総務課 (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号
道教育庁渡島教育局告示 北海道教育庁渡島教育局告示第1号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成23年1月11日 北海道教育庁渡島教育局長 和 田 基 興 1 落札に係る物品等の名称及び数量 函館商業高等学校学科転換に係る物品購入 7品目（パーソナルコンピュータほか290点） 2 落札を決定した日	道教育庁オホーツク教育局告示 北海道教育庁オホーツク教育局告示第1号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成23年1月11日 北海道教育庁オホーツク教育局長 森 徳 男 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 北海道美幌農業高等学校学科転換に係る物品購入 ホモジナイザーほか全43品目（63台） 2 随意契約の相手方を決定した日 平成22年12月21日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 大槻理化学株式会社 (2) 住 所 北見市卸町1丁目6番地2 4 随意契約に係る契約金額 10,132,500円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁オホーツク教育局企画総務課

(2) 所在地 網走市北7条西3丁目
